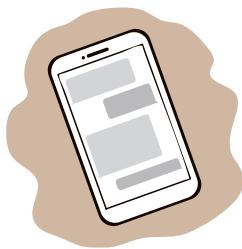


# 基本法ニュース

部落解放・人権政策確立の国民運動をすべての地域市民の手で

34号

## フェイクニュースや デマに注意



SNSは災害時の情報収集や安否確認の手段として有効ですが、2024年の能登半島地震発生直後には、根拠のない情報がSNS上で拡散され、救助活動や被災地の復旧・復興の妨げとなりました。災害時以外でも、インターネット上では、特定の民族・国籍の人々の排斥や、部落差別を煽る動画等の投稿が後を絶たず、一度拡散された情報を完全に削除することは困難です。

フェイクニュースやデマの投稿および拡散は、差別や人権侵害につながることがあるため、情報を正しく読み取り、判断する必要があります。

このような人権侵害に関わる現状から、人権侵害を被った人を救済する「人権侵害救済法」の制定や、差別と人権侵害を規制する「差別禁止法」の制定が必要です。

インターネット上には真偽不明の情報が多く、特にSNSの場合は誰もが容易に投稿でき、誤った情報でも拡散されてしまうことがあります。

法整備は重要な抑止力となります。ですが、情報元や日付を確認し、正確性が確認できない情報は、安易に拡散しないことが大切です。

その情報は  
正しいですか？



2025年は・・・

第2次世界大戦・太平洋戦争終戦から80年  
同和対策審議会答申が出されてから60年  
部落地名総鑑差別事件から50年

の節目の年です。





びわこ南部地域における各市の取り組みを紹介します。今回は栗東市と野洲市です。

## 栗東市

### ハンセン病から学ぶ…

栗東市では2024年度に、人権団体の研修として、ハンセン病国立療養所畠久光明園を訪れました。さらに2025年8月6日(水)に、同療養所の青木美憲園長を人権啓発リーダー講座にお招きし「ハンセン病の正しい理解について」をテーマに、お話をいただきました。

ハンセン病は「らい菌」によって起きる感染症ですが、感染力は弱く、ほとんどの人は自然の免疫があります。また社会の経済状態の向上とともに発症者は自然に減少し、

戦後の特効薬プロミンの開発により治る病となり、現在日本における新規患者はゼロです。しかし、患者の外見の変化から、醜いと感じる感覚や、感染症は怖いという感覚による「心の持ち方」が大きく影響し、患者に対する差別がありました。

また、国の誤った隔離政策により患者は強制的に療養所へ送り込まれ、不妊手術や人工妊娠中絶が行われ、強制隔離と並ぶ重大な人権侵害がありました。療養所とはいえ、実態は収容所であったといえます。

さらには、患者だけでなく家族も結婚・就職・近所づきあい等、社会に居場所がなくなるという厳しい差別を受けました。

2001年、熊本地裁判決により隔離政策の誤り、国のは至つていません。

患者がまるで「悪いことをし

た」ように見られた事例を挙げ、「病気や障害を理由に人を差別するのは間違いで、ハンセン病の繰り返しになつてはいけない。」と青木さんは語られました。

差別をなくすには、偏見や固定観念に捉われない、人の心の持ちようが大切です。物事を正しく知ることの大切さや、差別をなくす行動について考える機会となりました。

野洲市は、人権問題の解決は行政だけでなく、市民一人ひとりが担うべき課題であるとの認識のもと、市民と行政が協働し、すべての人が尊厳をもつて生きられる社会づくりをもつて生きられる社会づくりに向け教育・啓発活動を推進するため、取り組みを進めています。

## 野洲市

### 地区別懇談会推進説明会・人権セミナー

6月7日(土)に部落差別



人権啓発リーダー講座



地区別懇談会推進説明会・人権セミナー

ものであり、自分の「意見」を押し付けていないかを自らに問い合わせ、人権感覚のアップデートを図つていかなればならないとあらためて考えたきっかけとなりました。参加者からは、「自分の考えをあらためて考えなおす機会となつた」「社会を担う私たちが未来を創り、その社会を創るために社会情勢をつかみ多数派としての歩み寄りの方法を考えることが大切であることを学んだ」という感想をいただき、有意義なセミナーとなりました。

解消のための啓発を考える会・草津の杉江範昭さんをお招きし「なぜ学ぶの? 何を学ぶの? 多様化する社会と私」と題したセミナーを開催しました。私たちの社会ではこれまであたりまえと考えられてきたことが、少しずつ変化しています。多様化する社会に伴い、人権の基準も変化しているという認識をもつこと、また、「事実」でないことがSNS等で拡散される今、「事実」と「意見」の違いを見分けることが重要です。「事実」はその真偽が証明できる

## JA レーク滋賀の取り組み

JA レーク滋賀では、人権対策推進事業の基本方針として、人権の視点に立った事業活動を展開しています。社会的身分や人種、信条等による不当な差別や人権侵害のない明るい職場づくりをめざし、役員をはじめ全職員が人権尊重を基本とした活動に取り組んでいます。

具体的には、人権教育や啓発活動を通じて多様性を理解し合う風土を醸成し、多様な人々が互いに尊重し合い、共に支え合いながら生活する共生社会の実現をめざしています。

また、公正な採用選考と雇用の拡大により、就職機会の実質的な保障の確保に取り組んでいます。そして、雇用環境の改善と定着支援を進めることで、誰もが安心して働く環境づくりをめざしています。



JA レーク滋賀では、人権パネルの設置やポスター掲示などを通して地域への情報発信にも取り組み、一人ひとりが人権を身近な問題として考える機会を提供しています。

これらの取り組みを継続的に進めることで、人権を尊重し合える健全な組織文化を築き、地域社会から信頼されるJAをめざしてまいります。

## 滋賀人権啓発企業連絡会・湖南ブロックの取り組み



滋賀企連では、滋賀県下の企業・団体が相集い、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の早急な解決が国民的な課題であり、同時に企業に要請される社会的責任であるとの認識のもと、関係行政機関と協力しつつ、自主的・主体的に人権問題に関する正しい理解を深め、あらゆる人権問題の解決に資することを目的としています。

### 年間の主な活動内容

- 総会(年1回) 幹事会(ほぼ毎月)
- 研修事業
  - ・人事労務担当者研修会
  - ・経営者研修会
  - ・新入社員向け研修会
  - ・リーダー養成講座等
- 関係団体との連携・交流事業
  - ・部落解放研究滋賀県集会
  - ・滋賀県人権教育研究大会
  - ・部落解放滋賀県女性のつどい等
- 各種イベントへの参加
  - ・人権啓発研究集会
  - ・同和問題に取り組む全国企業連絡全国集会等

### 研修事業内容の紹介

#### 「新入社員向け研修会」

日時：2025年7月2日(水)

場所：滋賀県立県民交流センター  
(ピアザ淡海)ピアザホール

#### 講習内容

##### ●「部落差別の現実から学ぶ」

講師：部落解放同盟滋賀県連合会

執行委員長 丸本 千悟さん

##### ●「人権問題って、誰の問題？」

～気づきから行動へ～」

講師：(公財)滋賀県人権センター

北村 久一さん

# 第35回定期総会を開催!

2025年度

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会定期総会を5月17日(土)、草津クレアホールで開催しました。総会には、市民団体や企業、議会、行政等が参加し、「人権侵害救済法」の早期制定に向けて、組織を挙げての取り組みを展開していくこと等が盛り込まれた活動方針および今年度の役員が全会一致で決議・承認されました。

## （活動方針（概要））

障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法、LGBT理解増進法が施行され、それぞれの人権課題への対策が講じられています。また、インターネットやAIを利用したさまざまな差別情報の氾濫や誹謗・中傷に迅速に対応するため、2025年4月には情報流通プラットフォーム対処法が施行されました。

あらためて水平社創立の原点や先人の熱い思いを振り返り、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて、本実行委員会はその目的・意義を再確認し、加盟団体相互の連携を一層深め、より実効性のある組織として活動していきます。

## ● 総会記念事業 映画「拳と祈りー袴田巖の生涯ー」

### ◆ 内容

1966年、静岡県で全焼した民家から味噌製造会社の専務一家4人の遺体が発見され、当時住み込み従業員であった袴田巖さんが逮捕されました。背景には「元プロボクサーならやりかねない」という偏見があり、無実を訴え続けましたが、1980年に死刑が確定。その後再審請求が認められ、逮捕から約半世紀後の2024年に無罪判決が出されました。明日にも死刑執行かもしれないという恐怖の日々を耐え続けた巖さんと姉の秀子さんの闘いの日々を追い続けたドキュメンタリーであり、「明けない夜はない」という巖さんの言葉が、胸を打ちました。

### 2025年度 役員構成

会長 田中 進 (JAレース滋賀)  
副会長 福井 靖 (守山市)  
中村 元則 (湖南市)  
中井 昌和 (部落解放同盟)  
山内 敏 (滋賀人企連)

事務局長 田中かよ子 (部落解放同盟)

演題

## 「差別・人権問題の解決に有効となるシステムを地方から」

（包括的差別解消条例の意義と実効性）

講師 松村 元樹さん  
まつむら もとき

（公財）反差別人権研究所みえ常務理事兼事務局長・  
（二社）部落解放・人権研究所業務執行理事

会に諮問し、答申を受け、行為者に助言・説示・あつせん・勧告を行うことができます。

### 人権問題と社会構造

今年度の幹事級研修会では、包括的差別解消条例である「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の内容や、人権問題の現状について、分かりやすく解説いただきました。

### 条例制定のきっかけと内容

インターネット上の差別をはじめとする人権問題の変容等により、既存の条例や政策等では不十分な立法事実の蓄積等がきっかけとなり、条例が制定されました。条例には、差別の定義、その解消のための取り組みや施策、相談体制、被害救済、調査等の内容が含まれています。差別を受けた人から申立てがあれば、条例に基づき知事が差別解消調整委員

会に諮問し、答申を受け、行為者に助言・説示・あつせん・勧告を行うことができます。

### 実行委員会に加盟しませんか？

びわこ南部地域では、人権確立とあらゆる差別撤廃のための法整備に向けて活動をすすめています。ぜひ、一緒に活動を行いましょう。

加盟すると  
①人権研修の案内  
②基本法ニュースの配布  
③人権に関する情報交換ができます。

年会費  
3,000円

事務局  
守山市人権政策課  
077-582-1116

加盟は、機関・団体単位でお願いします。お申込み、お問い合わせはお気軽に事務局までご連絡ください。